



税金の納付

こんな時 どーなるの!?



税目	こんな場合は松前町で課税されます	いつまで松前町に納付
町県民税	その年の1月1日現在で松前町内に住所があった場合	その年度は松前町に納付
固定資産税	その年の1月1日現在で松前町内の土地・家屋などを所有していた場合	
軽自動車税	その年の4月1日現在で軽自動車両を所有し、松前町内の住所で登録していた場合	
国民健康保険税	その年の4月から翌年の3月までの間で、松前町国民健康保険の資格を有する期間があった場合	転出する前月分まで

Q 町外に引越した時、税金はどうなるの？
A 税金には、各税目ごとに課税の基準となる日があります。その日によって、課税される市区町村が決まります。詳しくは次の通りです。

Q 社会保険に加入しているのに、国民健康保険税の納付書が届いたんだけど？
A 国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が社会保険であっても、世帯の中で国民健康保険（以下、国保）の資格を有する者がいる場合、世帯主に対して税金が課されます。

Q 二重に納めたときはどうなるの？
A 二重に納めた場合、ほかに町税の滞納がなければ、還付します。滞納がある場合には、滞納している税金に充当します。

Q 納めたのに督促状が届いたんだけど...?
A お手元の領収書と督促状の税金の年度・税目・期別をご確認下さい。また、銀行や郵便局などで納めた場合、納付の確認ができるまでに数日かかることがあります。その行違いで督促状が発送される場合があります。

Q 税金を納めに行く時間がな
A 口座振替による納付が可能です。平日忙しくて納めに行く時間がない方「納め忘れ防止」には、口座振替が便利です。各税目納期月の25日に振替されます。また、残高不足で引落ができなかった場合、翌月10日に再度振替されます。

Q 納期限までに納めないとい
A 納期限までに納めないとい、本来納めるべき税額のほかに、「延滞金」も納めなければなりません。延滞金は、納期限の翌日からその税金を完納するまでの間、課されます。年率は14・6%（最初の一か月は特例割

合)。具体的には左図の計算例をご覧ください。

延滞金計算例	
税 目	町県民税
税 額	150,000円
納 期 限	平成15年6月30日
納 付 日	平成19年5月31日
督促手数料	50円
延 滞 金	84,500円
税額150,000円に対して84,550円 余計に支払わなければなりません。	

Q 分割で納めることってできるの？
A 税金は納期限内に納めるのが基本であるため、分割での納付はありません。ただし、どうしても納期限内に納めることができない場合は、納税相談・財産調査の結果に基づき、判断することになります。

Q いくら滞納したら差押えられるの？
A 滞納金額は関係ありません。たとえば滞納金額が少額であっても、財産調査の上、差押処分となります。

また、「愛媛地方税滞納整理機構」と連携して滞納整理の強化を図ります。